

○あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 31 日

告示第 52 号の 3

(目的)

第 1 条 この要綱は、求職者が市内の事業所で行うインターンシップ等について、事業者を支援することにより、市内で働く優秀な人材の確保を図り、企業の活性化と市の経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 求職者 市内の事業所に就職を希望する者をいう。
- (2) インターンシップ等 求職者 1 人につき 1 日以上就業体験や職場見学を行うことをいう。
- (3) 事業者 市内に事業所を有する者をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、事業者（市税等の滞納がない者に限る。）が市内の事業所においてインターンシップ等を行った場合に、当該事業者に対し補助金を交付する。

(補助金の額)

第 4 条 インターンシップ等を受け入れた事業者への補助金の額は、1 事業者につき 1 日当たり 10,000 円とし、年間 30,000 円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、インターンシップ等の受入れ前にあわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、交付の可否を決定し、あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、インターンシップ等の受け入れが完了したときは、速やかにあわら市インターンシップ等受入促進事業完了実績報告書（様式第 3 号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金確定通知書（様式第 4 号）により事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金の交付に関し必要な事項は、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号）及びあわら市補助金等交付要綱（平成16年あわら市告示第57号）の定めるところによる。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所
(本社の所在地)
事業所名
代表者名

あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付申請書

インターンシップ等受入促進事業補助金の交付を受けたいので、あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 インターンシップ等受入予定期間
月 日から 月 日まで
- 3 インターンシップ等受入人数
- 4 添付書類
 - (1) インターンシップ等実施計画書
 - (2) 市税等の納税状況の確認に関する同意書
 - (3) 学生以外の求職者の受入れの場合に、求人中であることがわかる書類

様式第2号(第6条関係)

あわら市指令 第 号

住 所

事業所名

代表者名

あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付（不交付）

決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあわら市インターンシップ等受入促進事業補助金については、下記のとおり交付することに（不交付と）決定したので、あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

- 1 補助金の名称 インターンシップ等受入促進事業補助金
- 2 交付決定額(不交付の理由) 円
- 3 補助事業者は、次の各号に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業の内容の変更をするとき。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、補助金等の取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 7 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所
(本社の所在地)
事業所名
代表者名

あわら市インターンシップ等受入促進事業完了実績報告書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の名称 インターンシップ等受入促進事業補助金

2 交付決定額 円

3 インターンシップ等受入期間
月 日から 月 日まで

4 添付書類

- (1) インターンシップ等実施報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号(第 8 条関係)

あわら市指令 第 号
住 所
事業所名
代表者名

あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付の決定をしたあわら市インターンシップ等受入促進事業補助金については、あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

年 月 日

あわら市長



記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所
(本社の所在地)
事業所名
代表者名

あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で通知のあったあわら市インターンシップ等受入促進事業補助金を、下記のとおり交付されるよう、あわら市インターンシップ等受入促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座番号	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	

3 添付書類 通帳の写し